

〈資料〉

日本国憲法第九条の軌跡（四）

— 有事法制定過程の憲法社会学的分析の試み —

藤田尚則

これが自分の子どもだったらどうしますか。
 姪だったら？ 甥だったら？ 近所の人だったら？
 自分の息子が手足を切られて苦しんで叫んでいるのに、痛みをやわらげること、何もできないことを想像してください。
 自分の娘が崩壊した建物のがれきの下から泣き叫んでいるのに、手が届かないことを想像してください。
 自分の子どもが、目の前であなたが死ぬのを見たあと、おなかをすかせて独りぼっちで道をさまよっていたら、と想像してください。
 これは冒険映画でも、空想物語でも、ゲームでもありません。
 これが、イラクの子どもたちの現実なのです。

— シャーロット・アルデブロン —

（『私たちはいま、イラクにいます』（2003年）より）

目次

はじめに

一 有事法制変遷過程の便宜的分類

二 有事法制年表 — 争点・論調・分析 —

第1期 湾岸危機から「日米安全保障共同宣言」を経た後の「新ガイドライン」策定まで（以上第35巻第3号）

第2期 「新ガイドライン」策定後から「周辺事態法」等の「ガイドライン関連法」の成立時期まで

第3期 「周辺事態法」等の「ガイドライン関連法」の成立時期後から米国同時多発テロ事件の発生まで（以上第36巻1号）

第4期 米国同時多発テロ事件の発生後から「武力攻撃事態法」、「イラク特別措置法」成立まで（以上第36巻2号）

第5期 「イラク対策特別措置法」成立後から今日（06年5月3日）まで（以上本号）

三 世論調査とその分析

四 憲法第9条の規範性

1. 集団的自衛権

2. 武器輸出3原則

3. 文民統制

4. 有事法制と基本的人権

5. 憲法第9条の規範性

6. 日本の平和保障のあり方

まとめにかえて

第5期 「イラク対策特別措置法」成立後から今日（06年5月3日）まで

2003年12月9日

イラク派遣の基本計画決定

①事実の概要

政府は、イラクにおける主要な戦闘は終結し、国際社会はイラクの復興支援に積極的に取り組んでいる、イラクの再建はイラク国民や中東地域の平和と安定はもとより、我が国を含む国際社会の平和と安全の確保にとって極めて重要であるとし、自衛隊をイラクに派遣するための基本計画を閣議決定した。

実施措置として、人道復興支援活動と安全確保支援活動を実施するものとし、後者の活動として、医療、輸送、保管、通信、建設、修理若しくは整備、補給又は消毒を実施することができるとしている。

また、部隊の装備として、ドーザ、装輪装甲車、軽装甲機動車その他の車両、安全確保に必要な拳銃、小銃、機関銃、無反動砲及び個人携帯対戦車弾、輸送機その他の輸送に適した航空機、輸送艦その他の輸送に適した艦艇及び護衛艦を挙げてい（『防衛白書』（平成17年度版）392頁以下参照）。

小泉首相は、10月9日の会見で、自衛隊派遣について「日米同盟、国際協調の両立をはかる。口先だけではない、その行動が試されているときだ。」と述べ、国際協調主義を謳った憲法前文を読み上げ、「日本国の理念、国家としての意思が問われている。」と主張している。

②争点

- (I) 基本計画策定の是非について
- (II) 武力行使を禁ずる憲法に抵触しないか

③論調・分析

【朝日新聞】朝日新聞は、自衛隊派遣の閣議決定をすべきではないとの立場を採っている。

- (I) 今回の決定は、国際協調よりも日米同盟を重視したものである。

「自衛隊派遣の基本計画決定に至る右往左往ぶりには、政府内からさえ『首相の対米配慮は異常なほどだ』という声が聞こえたほどだ。大量破壊兵器の未発見によってイラク戦争の大義が揺らぐなか、米兵の占領統治や市民の犠

性を生む掃討作戦に対する国際社会の視線は厳しい自衛隊派遣によって、首相はブッシュ政権側に立つことを鮮明にしたが、それはこうした厳しい視線にさらされることも意味する。圧倒的な軍事力を背景とする米国主導の国際秩序づくりに、日本はどう向き合おうとするのか。今回の決定はこの重い命題を改めて突きつけている」。(03年12月10日)

(II) 憲法が禁ずる外国での武力行使に発展する可能性、払拭できず。

自衛隊は、戦争に行くのではないが、抵抗勢力にとっては格好の敵であって、米英軍の同盟軍と映る。襲撃された自衛隊が反撃すれば、自衛の範囲を超え、憲法が禁じる国外での武力行使に発展する恐れがある。「平和立国」を指針と定めた日本は外国で戦争をしないことを国是とし、武器輸出を禁じ、中東のどの国とも争ったことはなく、経済貢献に徹してきた。これまで積み上げてきた平和貢献も、大切な日米関係も、成り行き次第ではかえって大きく損なわれてしまう。

基本計画では、米軍などの後方支援である「安全確保支援活動」が記されているが、武器・弾薬の輸送を実施すれば、米国の期待に応えられる一方で、「米軍の武力行使と一体化する」との批判は避けられない。

(03年12月10日)

【読売新聞】復興支援は、中東のエネルギーに多くを負っている日本の国益に直結するだけでなく、日本として果たさなければならない国際的な責務である。

(I) 日本の国際協力に新たな展開をもたらす歴史的決断である。

イラクの復興支援は、日本として、資金協力、物的支援だけではなく、自衛隊をも含む人的支援をするという意思表示の表れである。日米同盟は、9.11米同時多発テロ以降、テロとの戦いではさらに拡大、深化している。世界30数か国がイラクに部隊を派遣しているが、日本が他国の犠牲や痛みを傍観し、平和が確立されてから支援に乗り出すというのでは、憲法前文にある「名誉ある地位」を国際社会で占めることはできないと主張している。

(03年12月10日)

(II) 非軍事の人道支援と憲法第9条が禁止する侵略戦争とは次元が違う。

自衛隊が海外に出て武器を使用すれば、相手がテロリストであろうと憲法第9条に違反すると言う人もいるが、復興への協力はあくまでも非軍事の人

道支援であって、憲法が禁ずる侵略戦争ではない。「自衛隊を出すな」ということは、結局「何もするな」と言うに等しい。非戦闘地域イコール安全ではないが、安全か否かを見極め自衛隊を派遣するのは当然であり、携行する対戦車弾なども安全確保のための必要最小限度の装備である、と主張している。

(03年12月10日)

2004年1月9日

陸自先遣隊に派遣命令

①事実の概要

石破防衛庁長官、イラクで人道復興支援活動を行う陸上自衛隊の先遣隊に派遣命令を発出する。1月26日、航空自衛隊のC130輸送機が出発。1月31日、自衛隊のイラク派遣の国会承認案件が衆議院で可決される。2月3日、陸上自衛隊本隊第1陣が出発。2月9日、自衛隊のイラク派遣の国会承認案件、参議院で承認される。

2004年2月27日

「日米物品役務相互提供協定」第二次改正に署名

①事実の概要

1999年第一次改正で、協定第1第1項に「又は周辺事態に対応する活動」を、今回の2004年第二次改正で協定第1条第1項に「武力攻撃事態若しくは武力攻撃予測事態に際して日本国に対する武力攻撃を排除するために必要な活動又は第六条に定める活動」、第6条に「国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的」を加えた。

改正協定（平成16年条約第4号）

第1条第2項 この協定は、共同訓練、国際平和連合維持活動、人道的な国際救援活動又は周辺事態に対応する活動に必要な後方支援、物品又は役務の日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

第6条 いずれか一方の当事国政府が、第二条から前条までの規定（共同訓練（第2条）、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動（第3条）、周辺事態に対応する活動（第4条）、武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際して行う活動（第5条）。（ ）内、筆者註）を受ける活動以外の活動であって、国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的〔自衛隊法第100条の10の第3号、第4号を指す。〕のために日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊がそれぞれの国の法令に従って行うもののために必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請される後方支援、物品又は役務を提供することができる。

2004年4月20日

諮問機関設置

①事実の概要

小泉首相は、大量破壊兵器等の拡散の進展や国際テロなどの新たな脅威への対応が大きな課題となっており、こうした課題に適切に対応するためわが国の安全保障と防衛のあり方について幅広い視点から総合的な検討を行う必要があるとし、首相の諮問機関・「安全保障と防衛力に関する懇談会」の設置を決裁した。同懇談会は、同年4月23日から13回の会合を開き、早くも同年10月4日には、「未来への安全保障・防衛力ビジョン」と題する報告書を提出している。懇談会が報告書の提出を急いだ背景には、同年12月に策定される予定の「防衛大綱」、「中期防衛力整備計画」の見直し（後述）があった。

2004年6月14日

「有事関連7法」成立

①事実の概要

有事関連7法の内容は、以下のとおりである。

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号) — 武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するとともに、武力攻撃の国民の生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性に鑑み、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の非難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他必要な事項を定めることにより、「武力攻撃事態法」と相俟って、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする法律。

目次

第1章 総則

第1節 通則 (1条－9条)

第2節 国民の保護のための措置の実施 (10条－23条)

第3節 国民の保護のための措置の実施に係る体制 (24条－31条)

第4節 国民の保護に関する基本方針等 (32条－36条)

第5節 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会 (37条－40条)

第6節 組織の整備、訓練等 (41条－43条)

第2章 住民の避難に関する措置

第1節 警報の発令等 (44条－51条)

第2節 避難の指示等 (52条－60条)

第3節 避難住民の誘導 (61条－73条)

第3章 避難住民等の救援に関する措置

第1節 救援 (74条－93条)

第2節 安否情報の収集等 (94条－96条)

第4章 武力攻撃災害への対処に関する措置

第1節 通則 (97条－101条)

第2節 応急措置等 (102条－125条)

第3節 被災情報の収集等 (126条－128条)

第5章 国民生活の安定に関する措置等

第1節 国民生活の安定に関する措置 (129条-133条)

第2節 生活基盤等の確保に関する措置 (134条-138条)

第3節 応急の復旧 (139条-140条)

第6章 復旧、備蓄その他の措置 (141条-158条)

第7章 財政上の措置等 (159条-171条)

第8章 緊急対処事態に対処するための措置 (172条-183条)

第9章 雑則 (184条-187条)

第10章 罰則 (188条-194条)

第11章 事態対処法の一部改正 (195条)

「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」 (平成16年法律第113号) — 武力攻撃事態等において、「日米安保条約」に従って武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊が円滑且つ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置について規定する法律で、米軍から協力要請を受けた場合、国は地方公共団体と調整し、土地の使用や自衛隊による物品・役務の提供を行う等の事項について規定している。

「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」 (平成16年法律第114号) — 国民保護のための措置を的確に行うため、武力攻撃事態等における港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波の利用に関して指針の策定その他必要な事項を定めることにより、もって対処措置等の的確且つ迅速な実施を図ることを目的とする法律。

「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」 (平成16年法律第116号) — 武力攻撃事態に際して我が国領海又は我が国周辺の公海における外国軍用品等の海上輸送を規制するため、自衛隊法第76条第1項の規定により防衛出動を命じられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手續並びに防衛庁に臨時に設置する外国軍用品審判所における審判手續を規定した法律。

「自衛隊法の一部を改正する法律」 (平成16年法律第118号) — 日米物品役務相互提供協定を武力攻撃事態や武力攻撃が予測される事態、さらに国際協力、大規模テロなどの場合でも米軍に対して自衛隊が物品、役務を提供することがで

きるよう法改正したものである。

「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」(平成16年法律第117号) — 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動が円滑、効果的に実施できるようにするとともに、捕虜の待遇に関する1949年8月のジュネーブ条約(第3条約)その他の捕虜等に関する1949年8月の国際人道法の的確な実施を確保するため、捕虜等の拘束、抑留などの取扱いに関し、必要の事項を規定した法律。

「国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律」(平成16年法律第115号) — 国際的な武力紛争で適用される国際人道法に規定する重大な違反行為を処罰することで、同法の的確な順守を図ることを目的とする法律であり、重要な文化財を破壊する罪、捕虜の送還を遅延させる罪、占領地域に移送する罪、文民の出国等を妨げる罪等、ジュネーブ条約等に基づいて規定している。

有事関連7法は、参議院本会議で一括採択され、賛成163、反対31であった。「日米物品役務相互提供協定改正」(平成16年条約第8号)など関連3条約も承認された。

②争点

(I) 有事関連7法の成立の是非について

③論調・分析

【朝日新聞】朝日新聞は、概ね賛成の立場に立っている。

(I) 有事法制は、あくまで専守防衛のためのものであって、使われないに越したことはない。

自衛隊の誕生から半世紀がすぎた今日、東西の冷戦構造の終焉を挟んで世界は激変した。宗教紛争、民族紛争、国際テロが頻発し、北朝鮮の核開発が日本を脅かしている。いざという時のために最低限の備えは必要であり、侵略や不法な攻撃に晒されれば、国民の生命・財産を守るのは当然であって、その活動の中心となるのが自衛隊である。同時に、有事法制は、国民の基本的人権を制約する恐れのある法律であるから、使うにあたっては政府も国会も用心の上に用心を重ねるべきである。 (04年6月15日)

【読売新聞】読売新聞は、与野党の枠を超えた安保協力を高く評価する。

(I) 平和と安全を守る基本政策は、与野党の枠を超えて推進してこそ成熟した政治の姿であり、国民の国防意識の高揚こそ肝要である。

有事法制が整備されても、なお多くの課題が山積している。「国民保護法成立を受け、政府は避難の指示、被災者救援などを盛り込んだ『基本指針』を策定し、自治体は具体的な国民保護計画を策定する。警察、消防、自衛隊などの連携、調整によって、法律の実効ある運用を図らねばならない。自治体は、計画を基に訓練を重ね、課題を明らかにすることが重要だ。それによって、有事に備える危機管理体制と、国民の国防に対する意識を高めたい。」

(04年6月15日)

2004年6月18日

政府、イラクでの自衛隊の多国籍軍参加を決定

①事実の概要

政府は、閣議で「イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等について」の統一見解を了解し、イラク特措法施行令に多国籍軍駐留の根拠となる国連安全保障理事会決議1546を加えること及び関連する基本計画の変更を決定した。

統一見解の内容は、以下のとおりである。すなわち、イラクにおいては、6月30日をもって占領が終了し、完全な主権が回復される。同日以降、「自衛隊は、多国籍軍の中で、統合された司令部(安保理決議1546では、“*unified command*”となっている。筆者註)の下にあって、同司令部との間の連絡・調整を行う。しかしながら、同司令部の指揮下に入るわけではない。自衛隊は、引き続き、我が国の指揮に従い、イラク人道支援復興支援特措法及びその基本計画に基づき、イラク暫定政府に歓迎される形で人道復興支援活動等を行うものであり、この点については、今般の安保理決議の提案国であり、多国籍軍及びその統合された司令部の主要な構成国である米、英両政府と我が国政府との間で了解に達している。なお、自衛隊は、これまで同様、憲法の禁じる武力の行使に当たる活動を行うものではなく、イラク人道復興支援特措法に基づき、いわゆる『非戦闘地域』において活動するものであり、他国の武力の行使と一体化するものではない。」

②争点

(I) 多国籍軍への参加の是非について

③論調・分析

【朝日新聞】朝日新聞は、憲法との整合性が問われる重大な局面であるにも拘わらず、首相からの満足な説明もないままの派遣決定は、日本の進むべき国家の方針に深い禍根を残しかねないとしている。

(I) 反対である。

6月14日の多国籍軍参加をめぐる「参議院イラク復興支援・有事法制特別委員会」での小泉首相の答弁には以下の疑問が残る（答弁要旨は、6月15日付朝刊14版4面に掲載）。

第一に、首相は、自衛隊は多国籍軍の指揮は受けないと主張するが、国連決議には、多国籍軍は「統一された指揮」の下に置かれると書いてある。自衛隊は日本の指揮下だということが米英が了解したとされるが、運用でどう保証されるかわからない。

第二に、首相答弁では、サマーワで自衛隊が行っている給水などの人道復興支援活動ばかりが強調されているが、現に、航空自衛隊はクウェートとイラク国内を結んで米兵や補給物資を運んでいる。武力行使を伴う治安活動と密接な関係にあることは言うまでもないところである。多国籍軍に参加すれば、この活動はより広範なものに広がっていく危険性がある。

第三に、多国籍軍への参加は、イラク派遣の根拠であるイラク特措法が必ずしも想定していなかった事態であり、本来ならば、国会の承認を得て行うべき政策変更である。 (04年6月18日)

【読売新聞】読売新聞は、平和協力活動の幅を広げる一歩であり、国際社会の一員として当然の責務であると主張する。

(I) 賛成である。

過去の政府見解に従えば、国連軍の目的・任務が武力攻撃を伴う場合、憲法上、自衛隊は参加できないが、国連軍への関与には、国連軍の司令部の指揮下に入る「参加」と、「『参加』を含む広い意味での関与」である「協力」とがある。国連決議に基づく多国籍軍の任務は治安維持と人道復興支援活動であって、人道復興支援活動は、憲法が禁じる「武力行使」とは、何等の関

係もない。

国際社会が大きく変化し、自衛隊の平和協力活動も人道復興支援活動だけでなく、平和の維持や回復など幅広い分野での活動が求められる時代である。55年体制の憲法解釈に束縛され、辻褄合せに終始しているのでは国際社会の責任ある一員としての責任が果たせない。 (04年6月17日)

2004年7月20日

日経連、「提言」発表

①事実の概要

日本経済団体連合会は、04年12月に行われる予定の新たな「防衛計画の大綱」、「中期防衛力整備計画 (01年度～05年度)」の見直し (後述) を見越してか、わが国の安全保障政策の検討に際して、防衛産業の視点から基本的な考えを示すとして、「武器輸出3原則」及び「宇宙の平和利用」の見直しを求め、提言・「今後の防衛力整備のあり方について — 防衛生産・技術基盤の強化に向けて —」を公表した。あまりにも時期を得た提言と言わざるを得ない。

2004年7月21日

憲法9条は「同盟の妨げ」発言

①事実の概要

アーミテージ米国務副長官は、中川秀直自民党国対委員長らと国務省で会談し、「憲法の問題は日本人自身が決めること」としながらも、「憲法第9条が日米同盟の妨げの一つになっているという認識はある」と述べ、日米同盟強化のためには憲法第9条を見直し、集団的自衛権の行使を認めるべきであると発言。また、同副長官は、「常任理事国は国際的利益のために軍事力を展開しなければならない。それができなければ常任理事国入りは難しい」と述べた。(傍線筆者)

(朝日新聞04年7月22日付夕刊1面)

2004年10月4日

「安全保障と防衛力に関する懇談会」、報告書提出

①事実の概要

小泉首相の私的諮問機関である同懇談会（座長・荒木浩東京電力顧問、座長代理・張富士夫トヨタ自動車取締役社長）は、同年4月27日からの13回に亘る会合を経て、早くも「未来への安全保障・防衛力ビジョン²⁾」と題する報告書を提出した。報告書は、同年12月9日の「武器輸出3原則」の見直し、12月10日の「新防衛計画の大綱」、「中期防衛力整備計画」の決定への露払いであり、その下敷きでもある。報告書の内容は、日米同盟を強く推し進めるそれであり、英文が添付されている。要旨は、以下の通りである。

ア 複雑な21世紀の安全保障環境の下でのわが国の新しい安全保障戦略の目標は、二つある。第一の目標は、日本に直接脅威が及ぶことを防ぎ、脅威が及んだ場合にその被害を最小化することである（日本防衛）。第二のそれは、世界のさまざまな地域において脅威の発生確率を低下させ、日本に脅威が及ばないようにすることである（国際的安全保障環境の改善）。

イ 「国防計画の大綱」等の策定や武力攻撃事態等の緊急事態への現実の対処といった政府の意思決定の中心的役割を果たすこととなった安全保障会議は、今後、総合的安全保障戦略実施の中核組織として、その機能を抜本的に強化しなければならない。防衛庁のあり方については、自衛隊の最高指揮官たる内閣総理大臣に対する補佐体制の充実等の観点を踏まえつつ、諸外国の例も参考にしながら議論していくべきである。

ウ 民主主義、市場経済、法の支配、基本的人権などの共通の価値観を日米両国の同盟関係は、直接的な日本防衛に加え、国際社会における脅威の発生そのものを予防する機能を高めつつある。米国の世界戦略の変革の中で、積極的に日米の戦略的な対話を深めることによって、両国の役割分担を明確にしつつ、より効果的な日米協力の枠組みを形成すべきである。こうした協議の成果を反映する形で、時代に適合した新たな「日米安保共同宣言」や、新たな「日米防衛協力のための指針」を策定すべきである。

エ 国際社会は、平和維持にとどまらず、紛争の予防から紛争後の国家再建に

至る一連の活動を展開させてきている。防衛庁、内閣府、外務省など各機関が相互に緊密に連携し、国際平和協力の効果的实施を図る必要がある。国際平和協力活動は、自衛隊の付随的任務として位置付けられてきたが、活動の重要性の増大に鑑み、自衛隊の本体業務として位置付けるべきである。

オ 国際共同開発、分担生産が国際的に主流になりつつある現在、日本の安全保障上不可欠な「中核技術」を維持するためには、これに参加することのできる方策を検討すべきである。さらに、現在の弾道ミサイル防衛に関する日米共同技術研究が共同開発・生産に進む場合には、武器輸出3原則等を見直す必要が生じる。これらの事情を考慮すれば、少なくとも同盟国たる米国との間で、武器輸出を緩和すべきである。

カ 効率的な防衛力の漸進的整備と日米安保体制を基調として1957（昭和32）年に策定された「国防の基本方針」の策定から半世紀近くの間、日本の経済力や国際的地位の向上、日米安保条約の改定と日米防衛協力の進展、国際社会の相互依存関係の一層の深化、国連の役割の変化など、日本の安全保障環境は大きく変化した。新「大綱」は、こうした変化を踏まえ、「国防の基本方針」の考え方も包含する新たな安全保障戦略を示すものとして策定されるべきである。新しい「大綱」には防衛力の定性的な機能を中心に目標を規定すると共に、現在の別表に相当するものについては、防衛力の量的な目標水準の変化と達成時期をわかりやすく明示すると共に、時代の変化に合わせて定期的に見直すことができるよう、その規定の内容、方法等を検討すべきである。

キ 政府は、集団的自衛権の行使に関連して議論されるような活動のうち、わが国としてどのようなものの必要性が高いのか、現行憲法の枠内でそれがどこまで許容されるのか等を明らかにするよう議論を深め、早期に整理すべきである。（傍線筆者）

2004年12月9日

イラクへの自衛隊派遣を1年間延長

①事実の概要

政府は、臨時閣議を開き、12月14日で期間の切れるイラクへの自衛隊派遣を1年間延長（2005年12月14日まで）する基本計画を決定した。「安全な水の供給は十分でなく、未整備の公共施設も多い。復興支援に対する地元の需要は引き続き強い」として、派遣延長の必要性を強調している。基本計画は、強い派遣延長反対の世論に配慮して、①現地の復興の進展状況の変化、②選挙の実施などイラクにおける政治プロセスの進展状況、③イラク治安部隊の能力向上など現地の治安状況、④多国籍軍の活動状況と構成の変化、の4点を挙げ、「諸状況をよく見極め必要に応じ必要な措置を講じる」としている。

②争点

(I) 派遣延長の是非について

③論調・分析

【朝日新聞】朝日新聞は、自衛隊派遣が決まった1年前、「日本の道を誤らせるな」と題する社説を掲載し、派遣に反対したが、派遣延長についても、2005年3月までに完全撤退すべきであると主張している。

(I) 反対である。

「米英軍の進攻から1年8ヶ月を経ても秩序が安定する兆しは見え、とくに駐留地の治安を担うオランダ軍が撤収する来年3月以降、自衛隊が安全に活動できる保障がない。自衛隊による人道復興支援の限界も見えた。何よりも、米国に同調したからといってイラクの再建がうまくいくとは考えられない。」「イラクではテロにせよゲリラにせよ、戦争が続いている。戦争を避けて身を守るのは不可能に近い。民衆の心も米英軍に温かくはない。国際社会の足並みも乱れたままだ。いまイラクに自衛隊を送るのは『平和立国』を指針とする日本にとって危う過ぎる。」 (04年12月2日)

【読売新聞】イラクは、国家再建への重要な局面にある。復興支援活動に従事している自衛隊の撤収という選択肢はなく、日本の責務は終わっていないと強く主張している

（I）賛成である。

「イラクの民主化プロセスは、来年一月末の国民議会選挙から、来年の総選挙 — 新政府樹立に向けて動き出す。イラクでは、撤収した国もあるが依然、三十か国が復興支援を続けている。先のエジプトでの主要八か国・周辺国閣僚会議は、国際社会の一致した支援を打ち出した。国際社会の一員として、日本も引き続き応分の責務を果たさねばならない。」「国連安保理決議によって、来年十二月に多国籍軍の駐留期限が切れる。仮にそれ以前に自衛隊が撤収するとしても、米国やイラク政府との緊密な協議が必要だ。無論、日米同盟が揺らいだり、イラクの民主化プロセスを阻害するようなことあってはならない。」

（04年12月10日）

2004年12月9日

政府・与党「武器輸出3原則」見直し正式合意

①事実の概要

政府・与党が官房長官談話に盛り込むことを同意した「武器輸出3原則等の取り扱いについて」の全文は次の通りである。

「武器の輸出管理については、武器輸出3原則等によって立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持します。ただし、弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、我が国の安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うことになった場合には、厳格な管理を行う前提で武器輸出3原則等によらないこととします。なお、米国との共同開発・生産案件やテロ・海賊対策支援等に資する案件についても新『防衛大綱』の策定の過程で種々問題提起がありました。これらの案件については、今後、国際紛争等の助長を回避するという平和国家としての基本理念に照らし、個別の案件ごとに検討の上、結論を得ることとしております。」

武器輸出3原則の歴史は、以下の通りである。

1976年 佐藤栄作内閣、共産圏諸国、国連決議で武器輸出が禁止されている国、国際紛争当事国又はおそれのある国に向けた武器輸出を認めない方針

を打ち出す。

1976年 三木武夫内閣、3原則対象地域外についても武器輸出を「慎む」方針を打ち出す。

1983年 中曽根康弘内閣、米国に限って武器技術の供与を認める方針を決定。但し、武器輸出や共同生産は行わない旨、確認。

②争点

(I) 3原則見直しの是非について

【朝日新聞】朝日新聞は、「個別の案件ごとに検討」を重ねることによって輸出可能な武器の品目や相手国が増大していく可能性に危惧を抱いている。

(I) 慎重論を展開する。

小泉内閣が3原則を見直したことによって、ミサイル防衛(MD)推進に共同で取り組む米国との同盟強化に加え、国際的な共同開発に乗り遅れたくないという経済界などの働きかけにも後押しされ、「他国に武器を売らず、他国の武器開発にもかかわらないで、自らの安全を高める」という日本の戦後の歩みが姿を変えていくことになった。武器輸出3原則は、非核3原則と並んで戦後日本の「平和国家」像の象徴であったはずである。小型武器など国際的な軍縮外交で日本が一定の発言力を持ち得たのも、武器輸出3原則の順守が説得力を与えていたからである。今回の緩和をなし崩しの武器輸出拡大につなげないために厳格な運用をどう担保するか、それが問題である。

(04年12月10日)

【読売新聞】読売新聞は、見直しは世界の武器開発の技術水準と経済事情に照らして当然であるとの立場をとっている。

(I) 賛成である。

「世界の兵器開発は、日進月歩だ。自衛隊が機能するには、世界の技術水準に見合う装備を持つ必要がある。財政事情を考えれば、コスト削減は不可欠だ。」「冷戦後の世界では、軍事費の削減が進む一方で、兵器のハイテク化が生産コストの上昇をもたらしている。それが軍需産業の統合・再編を促し、各国が兵器を共同で開発し、生産することで価格を抑える、という流れになっている。」「米国との共同開発も、部品の輸出が禁じられているため共同生産に移行できない。共同開発した装備が他国に売れないなら、日本とは組めな

い、と言われかねない。日米安保を強化するだけでなく、日本の防衛産業の技術力を育てていくという視点も重要だ。」 (04年1月16日)

2004年12月10日

新たな「防衛計画の大綱」、「中期防衛力整備計画」を決定

①事実の概要

政府は、10日の閣議で「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱³⁾」として、新たな指針を決定した。概要は、以下の通りである。

ア 大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応は、国家間の相互依存関係の一層の進展やグローバル化を背景にして、今日の国際社会にとって差し迫った課題となっている。

イ 北朝鮮の軍事的な動きは、地域の安全保障における重大な不安定要因であるとともに、国際的な拡散防止の努力に対する深刻な課題であり、中国は、核・ミサイル戦力や海・空軍力の近代化を推進するとともに、海岸における活動範囲の拡大などを図っており、かかる動向には今後も注目していく必要がある。

ウ 我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに、当該被害を最小化することであり、第二の目標は、国際的な安全保障環境を改善し、我が国に脅威が及ばないようにすることである (傍線筆者)。

エ 今後の防衛力については、新たな安全保障環境の下、独立国としての必要最小限度の基盤的な防衛力を保有するという、「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承しつつ、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し得るものとする必要がある。また、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に主体的且つ積極的に取り組み得るものとする必要がある。今後の我が国の防衛力については、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度の技術力と情報能力に支えられた、多機能で弾力的な実効性のあるものとする。

- オ 日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態の予防や対応のための国際的取り組みを効果的に進める上でも重要な役割を果たしている。かかる観点から、新たな安全保障環境とその下における戦略目標に関する日米の認識の共通性を高めつつ、日米の役割分担や在日米軍の兵力構成を含む軍事体制等の安全保障全般に関する米国との戦略的な対話に主体的に取り組む。
- カ 中東から東アジアに至る地域の関係各国との間で共通の安全保障上の課題に対する各般の協力を推進し、この地域の安定化に努める。弾道ミサイル攻撃に対しては、弾道ミサイル防衛システムの整備を含む必要な体制を確立することにより、実効的に対応する。
- キ 国際平和協力活動に適切に取り組むため、教育訓練体制、所要の部隊の待機態勢、輸送能力等を整備し、迅速に部隊を派遣し、継続的に活動するための各種基盤を確立するとともに、自衛隊の任務における諸活動の適切な位置付けを含む所要の体制を備える。
- ク 各自衛隊を一体的に運用し、自衛隊の任務を迅速且つ効果的に遂行するため、自衛隊は統合運用を基本とし、そのための体制を強化する。このため、統合運用に必要な中央組織を整備する。
- ケ 陸上自衛隊の常備自衛官定員14万8千人、即応予備自衛官員数7千人。装備は、戦車約600両、護衛艦47隻、戦闘機約260機など。
- 同時に、05年度から5年間の「次期中期防衛力整備計画（次期防）」が、閣議決定されたが、当該計画の概要は以下の通りである。
- ア 統合幕僚組織の新設及び各幕僚監部の改編。情報本部は、防衛長官直轄組織とする。
- イ 陸上自衛隊は、戦車及び主要特科装備の縮減をはかりつつ、即応性、機動性を向上。機動運用部隊や専門部隊を一元的に管理・運用する中央即応集団を新設。
- ウ 海上自衛隊は、護衛艦部隊（機動運用）を1護衛隊4隻、8個護衛隊に集約化。護衛艦部隊（地域配備）のうち1個護衛隊を廃止。
- エ 航空自衛隊は、警戒航空隊を2個飛行隊に改編。空中給油・輸送部隊を新設。

オ 弾道ミサイル攻撃対応機能付加のため、イージス艦、パトリオットの能力向上。新たな警戒管制レーダーの整備。

カ ゲリラや特殊部隊等に対処し得る普通部隊の強化。島嶼に対する侵略に対処し得る輸送ヘリ、空中給油・輸送機、F2戦闘機の整備。武装工作船、領海内で潜行する外国潜水艦等に対応するため、P3C哨戒機の継続機を整備。早期警戒管制機の改善に着手。領空侵犯にF15戦闘機の近代化改修。F4戦闘機の後継機の整備。

キ 計画実施に必要な総額の限度は、04年度価格で24兆2400億円程度にとどめる。

②争点

(I) 新防衛大綱をいかに評価するか。

【朝日新聞】新大綱は、日本の防衛政策を「世界の中の日米同盟」に積極的に組み込もうとするものであり、大量破壊兵器の拡散や国際テロなどの新たな脅威に地球規模で対処しようとする米軍にいかに協力するかに重心を置くものであり、このまま日本は新大綱が示す方向に突き進んでいいのかとして慎重な姿勢を崩していない。

(I) 評価できない。

「日米は同盟関係にあるにしても、脅威の見方から脅威への具体的な対処まで、米国の軍事戦略をそのまま受け入れ、協力することが、必ずしも日本の利益になるわけではない。今の米国と世界の現実を踏まえれば、日米同盟を強化しさえすれば何事もうまくいくほど単純ではない」。「小泉首相は、『世界の中の日米安保』と言うが、『日米安保の中』だけに世界があるわけではない。」とし、日米同盟の更なる強化に危惧を表明する。 (04年12月11日)

【読売新聞】防衛大綱を実効あるものにするには、装備や組織だけではなく、自衛隊を機能させるため、集団的自衛権の容認など法整備の問題も絶えず見直す必要があり、自衛隊を正當に位置付けるためには防衛庁を「防衛省」に昇格させるのも急務であると主張し、大綱は防衛改革にとってゴールではなく、出発点であるとしている。

(I) 大綱は、防衛計画の出発点である。

「日本周辺やアジア太平洋地域での米軍の存在と日米同盟は、地域の安定の

“公共財”である。国際的な安全保障環境の改善も、唯一の超大国である米国の存在を抜きには考えられない。日米同盟関係は、一層『世界の中の日米同盟』という性格を進めることになるだろう。安保環境の変化に伴い、日米同盟をどう深化させるのかは、日本にとって極めて重要な課題である。「今後の防衛力整備に当たっては、自衛隊の構造改革を図り、装備のハイテク化や組織の少数精鋭化によって、『スリムで筋肉質な自衛隊』とすべき」である。

(04年12月11日)

2005年1月18日

日経連、「提言」発表

①事実の概要

日本経済団体連合会は、2001年1月発表の「ビジョン『活力と魅力溢れる日本をめざして』」並びに各委員会での個別問題の検討を踏まえて、「わが国の基本問題を考える～これからの日本を展望して⁵⁾」を発表、外交・安全保障や憲法について検討を加えている。「第IV章、憲法について」の内容の要約を挙げる。

ア 軍事力こそ平和を維持し、実現するための必須の要件であることを国民は直視してこなかった。憲法第9条の解釈をめぐる⁵⁾は、長らく神学論争が続けられた結果、一國平和主義や国際問題への消極的関与に繋がり、問題を放置したことから、国民の間に憲法へ信頼感が薄らぎ、その權威が揺らぐ事態を招いている。21世紀の日本を創造するため、憲法の歴史的価値を棚卸し、新たな国の進路に関し、合意を形成すべきである。

イ わが国が今後行うべき国際貢献・協力活動を進める上で憲法第9条第2項の「戦力の不保持」規定は、大きな制約となっている。従って、「自衛権を行使するための組織として自衛隊の保持を明確にし、自衛隊がわが国の主権、平和、独立を守る任務・役割を果たすとともに、国際社会と強調して国際平和に寄与する活動に貢献・協力のできる旨を明示すべきである。」さらに、自衛隊の海外派遣の活動内容・範囲について場当たりの特別措置法に代わる「一般法」を早急に整備しなければならない。

ウ 集団的自衛権が行使できないということは、同盟国への支援活動が否定さ

れていることになり、国際社会からの信頼・尊敬を得るための足枷となっている。わが国の国益や国際平和の安定のために行使できる旨を憲法に明示し、同時に、「安全保障基本法」を制定すべきである。

エ 憲法改正を待つが故に改革が遅れることは本末転倒である。そのために、国の進むべき進路と憲法の規定との間に齟齬が生じた場合、適正に両者の溝を埋めるべく、憲法改正の発議要件などを緩和すべきである。憲法前文は、理解困難である。全文を置く場合には、わが国の歴史、文化、伝統などの固有性、独自性を十分に踏まえた国家理念の提示が求められる。(傍線筆者)

全文32頁を読むと、その発想の根底にあるものは、巨大国家間の軍事紛争の懸念は低下したものの、非国家主体によるテロ、東アジア地域における朝鮮半島や台湾海峡における国家間の紛争の危機が、わが国の企業に対する直接の脅威になっているという認識であり、経済成長こそ国民福祉の源泉であり、科学技術創造立国と通商立国がわが国の繁栄を維持する基礎であるとするものであるとするものであって、そのためにはあらゆる障壁をかなぐり捨てよ、という主張である。「必要な時に必要な〔憲法〕改正を行うことは、法の支配を貫徹する上でも必要である。」(16頁)とは、一体どういうことであろう。「法の支配」の名を借りた改憲論である。

2005年7月29日

統合幕僚監部の新設・情報本部の改編

①事実の概要

平成17年法律第88号により、自衛隊法並びに防衛庁設置法が改正され、陸上・海上・航空自衛隊を一体的に運用するために、従来の統合幕僚会議及び同事務局に代わって、新たに「統合幕僚監部」が設置された(自衛隊法第2条第1項、防衛庁設置法第21条第1項)。

(統合幕僚監部の所掌事務)

防衛庁設置法第23条 統合幕僚監部は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊について、次の事務をつかさどる。

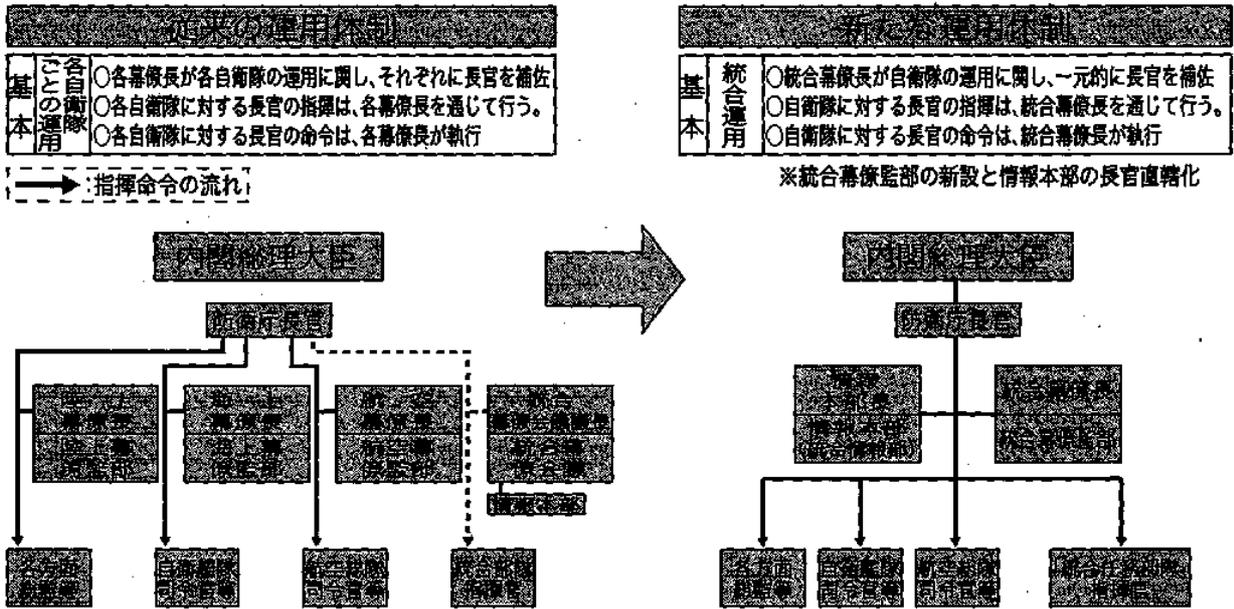
一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関す

- る計画の立案に関すること。
- 二 行動の計画の立案に関すること。
 - 三 前号の行動の計画に関し必要な教育訓練、編制、装備、配置、経理、調達、補給及び保健衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に関すること。
 - 四 前号に掲げるもののほか、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの訓練の計画の立案に関すること。
 - 五 前各号に掲げる事務に関し必要な隊務の能率的運営の調査及び研究に関すること。
 - 六 所掌事務の遂行に必要な部隊等の管理及び運営の調整に関すること。
 - 七 所掌事務に係る長官の定めた方針又は計画の執行に関すること。
 - 八 その他長官の命じた事項に関すること。

統合幕僚監部の新設に伴い、統合幕僚長が置かれることになった（自衛隊法第8条、防衛庁設置法第21条第1項・第22条第1項）。統合幕僚長は、自衛官をもってこれに充て（防衛庁設置法第22条第2項）、従来の統合幕僚会議議長と異なり、自衛官の最上位であり、自衛隊の運用に関し、隊務等監督権を有し、一元的に防衛庁長官を補佐し、統合幕僚監部の所掌事務に係る防衛庁長官の指揮命令は、すべて統合幕僚長を通じて行う。陸上・海上・航空自衛隊の各幕僚長は、運用以外の隊務について防衛庁長官を補佐し、統合幕僚長に意見具申ができる（自衛隊法第9条・第9条の2）。統合幕僚副長は、自衛官をもってこれに充て、統合幕僚長を補佐するものとする（防衛庁設置法第26条）。かかる改正によって、防衛出動、治安出動、国際緊急援助活動をはじめとした陸上・海上・航空自衛隊の全ての運用に関し、統合幕僚長が防衛庁長官の命令を執行し、「統合任務部隊」が組織された場合はもとより、単一の自衛隊の部隊を運用して対処する場合であっても、当該部隊にの運用に関する防衛庁長官の指揮命令は、統合幕僚長を通じて行なうことになった。

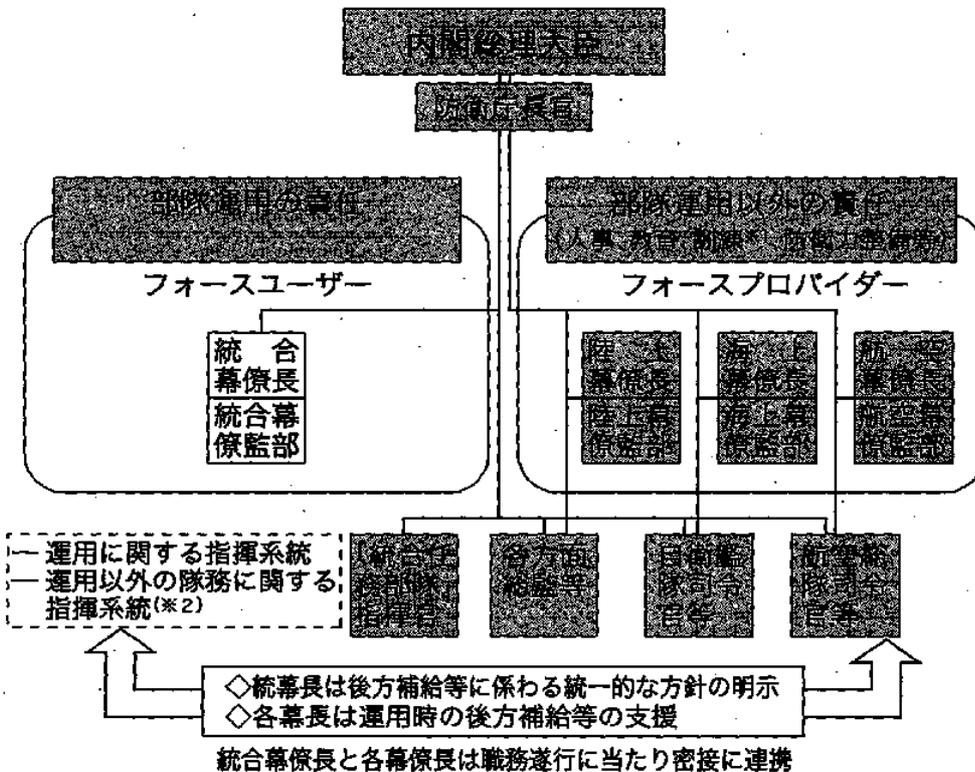
さらに、従来、統合幕僚会議の下に置かれていた「情報本部」が（「わが国における情報機能の重要性と冷戦後の国際情報の変化を踏まえ、効率的・効果的に情報業務を実施しうる体制を実現すべく」1997（平成9）年に設置された）、防衛庁内の各機関に対する情報支援機能を広範かつ総合的に実施し得る「防衛庁の中央情

【自衛隊の運用体制の変化】



(平成18年度版『防衛白書』121頁より引用)

【統合幕僚長と陸・海・空幕僚長の役割】



※1: 統合訓練は統合幕僚長の責任

※2: 「統合任務部隊」に関する運用以外の隊務に対する長官の指揮監督について幕僚長が行う職務に関しては、長官の定めるところによる。

(平成18年度『防衛白書』120頁より引用)

報機関」としての地位・役割を担うべく、統合幕僚監部から分離され、防衛庁長官の直轄組織に改編された。情報本部は、①防衛及び警備、②自衛隊の行動、③陸上・海上・航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置に関する事務に必要な情報の収集整理一般に関する事務を行う（防衛庁設置法第29条）。情報本部のうち統合情報部は、統合幕僚監部の組織であるごとく運用される。これは、アメリカ軍において国防情報局（DIA）が統合参謀本部の情報部（J-2）を構成するという運用方法に範をとったとされる（2006年3月27日施行）。

2005年10月28日

政府、「国民保護計画」を閣議決定

①事実の概要

政府は、「国民保護法」第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、総務省の所掌事務に関し①国民保護措置を実施するための体制に関する事項、②総務省が実施する国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項、③国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項、④その他、国民保護措置の実施に関し必要な事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（「国民保護措置」）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置（「緊急対処保護措置」）の的確且つ迅速な実施に資することを目的とする「総務省国民保護計画⁶⁾」（総務省訓令第56号）を閣議決定した。

計画は、住民の避難や救援、国民生活の安定などを図ることを目的とし、政府が05年3月に策定した「国民の保護に関する基本指針」が定める①「平素の備え」、②「武力攻撃事態」、③「緊急対処事態」などの事態に即応した具体策を纏めたものであり、各省庁は、それぞれ①「国民保護対策本部」を設置し、②「在外邦人への情報提供」（外務省）、③在日米軍との調整（外務省）、④「NBCテロ攻撃時の汚染範囲の特定、警戒区域の設定」（国家公安委員会・警察庁）、⑤「受刑者等の収容者の避難誘導」（法務省）、⑥「避難住民の再就職支援」（厚生労働省）など、同計画に基づく具体的業務を実施する。

2005年10月28日

自民党、「党新憲法草案」決定

①事実の概要

自民党は、現行憲法を大幅に改正する「党憲法草案」を決定した。草案は、「自衛軍」の保持を明記し、この条項からすれば集団的自衛権の行使は可能としている。また、草案は、自衛軍の任務として「国際社会の安全と平和を確保するために国際的に協調して行われる活動」を挙げ、海外での武力行使を伴う活動に道を拓いている。経済界は、「勇気ある決断」であるとして歓迎するコメントを発表した（言わずもがなである。以下、要点を挙げるに止める）。

前文

日本国民は、自らの意思と決意に基づき、主権者として、ここに新しい憲法を制定する。

象徴天皇制は、これを維持する。また、国民主権と民主主義、自由主義と基本的人権の尊重及び平和主義と国際協調主義の基本原則は、不変の価値として継承する。

日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し、自由かつ構成で活力ある社会の発展と国民福祉の充実を図り、教育の振興と文化の創造及び地方自治の発展を重視する。

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に願い、他国とともにその実現のため、努力し合う。国際社会において、価値観の多様性を認めつつ、圧制や人権侵害を根絶させるため、不断の努力を行う。

日本国民は、自然との共生を信条に、自国のみならずかけがいのない地球の環境を守るため、力を尽す。

第二章 安全保障

第9条（平和主義）日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

（下段第9条②を削る）

第9条の2（自衛軍）我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保す

るため、内閣総理大臣を最高指揮者とする自衛軍を保持する。

- ② 自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
- ③ 自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の安全と平和を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行することができる。
- ④ 前二項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。

第12条（国民の責務） この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、保持しなければならない。国民は、これを濫用してはならないのであって、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う。

第20条（信教の自由）

- ③ 国及び公共団体は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教教育その他の宗教的活動であって、宗教的意義を有し、特定の宗教に対する援助、助長若しくは促進又は圧迫若しくは干渉となるようなものを行ってはならない。

第29条（財産権）

- ② 財産権の内容は、公益及び公の秩序に適合するように、法律で定める。

第73条（内閣の職務）

六 法律の規定に基づき、政令を制定すること。ただし、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、義務を課し、又は権利を制限する規定を設けることができない。

第76条（裁判所と司法権）

- ③ 軍事に関する裁判を行うため、法律の定めるところにより、下級裁判所として軍事裁判所を設置する。 (傍線筆者)

②争点

(I) 「自衛軍」を明記したことへの評価

③論調・分析

【朝日新聞】現行憲法の前文にあるような平和への熱い思いは、語られていない。憲法の第9条には賛否があるが、海外で武力行使しないという原則に徹するからこそ、自衛隊が国民に評価され認められてきたのは動かし難い事実であり、日本に侵略され植民地化されたアジア諸国にとっても、日本の不戦の誓いという意味をもってきた。国際社会とりわけアジアで、日本はどのような役割を果たしたいのか。大きな絵の中に憲法第9条改正の論議を重ね合わせないかぎり、国民も近隣諸国も安心した案にはなり得ない。「軍」を持つ憲法にしたいのなら、それだけ説得力ある根拠を示す必要がある、と主張する。

(I) なぜ「軍」にしたいのか。

草案が「軍隊」としたのは、世界有数の装備を持つに至った自衛隊の現実を認知するためと、一人前の国家として当然の構えを持ちたいということである。しかし、今の自衛隊はどう変わるのか、どんな役割を果たせるようになるのか、歯止めはあるのか、といった肝心の中身は全く欠落している。安全保障基本法、国際協力基本法を制定し、具体的内容を盛り込むのが自民党の構想であるとしているが、それこそが憲法第9条にかかわる憲法論議の根幹であるはずである。本来、憲法改正案作成と同時並行的に論議すべき事項を置き去りにしたままのかたちで、字句の手直しだけが先行した。

(05年10月29日)

【読売新聞】読売新聞は、積極的に評価している。

(I) ごく当たり前のこと。

「冷戦終焉直後の湾岸戦争は、日本の『一国平和主義』の幻想を打ち砕いた。2001年の米同時テロ後には、国際テロが国際社会の平和を脅かす一方、アジア太平洋地域では、中国の軍事大国化や北朝鮮の核兵器開発が、日本と地域の安全保障関係を不安定にしている。」「第9条について、草案は、第1項の平和主義は継承しつつ、戦力不保持の第2項を削除し、『自衛軍』の保持を明記した。自衛軍の任務として、新たに国際平和協力活動などを加えた。草案には明記していないが、解釈上、当然、集団的自衛権を行使できるとしている。冷戦後の安全保障環境の変化を考えれば、ごく当たり前のことだ。」

(05年10月29日)

2005年10月29日

日米安全保障協議会「中間報告」発表

①事実の概要

日米両政府は、外務・防衛担当閣僚による日米安全保障協議会（2プラス2）をワシントンで開き、在日米軍再編に関する中間報告「日米同盟・未来のための変革と再編⁸⁾」を発表した。報告書は、「日米同盟（U.S.-Japan Alliance）は、日本の安全とアジア太平洋地域の平和と安定のために不可欠の基礎である。同盟に基づいた緊密且つ協力的な関係は、世界における課題に効果的に対処する上で重要な役割を果たしており、安全保障環境の変化に応じ発展しなければならない。」日米両国の安全保障分野における役割・任務・能力に関する報告書の検討内容及び勧告は、「新たな脅威や多様な事態に対応するための同盟の能力を向上させるためのものであり、全体として地元を与える負担を軽減するものである。」とし、在日米軍と自衛隊の「司令部間の連携向上、相互運用性の向上」、「施設・区域の軍事上の共同使用」などを打ち出している。

報告書「Ⅱ. 役割・任務・能力」の概要は、以下の通りである。

- テロとの闘い、拡散に対する安全保障構想（PSI）、イラクへの支援、インド洋における津波や南アジアにおける地震後の災害支援をはじめとする国際的活動における二国間協力や2004年12月の日本の防衛計画の大綱、弾道ミサイル防衛（BMD）における協力の進展日本の有事法制、自衛隊の新たな統合運用体制への移行計画、米軍の変革と世界的な態勢の見直しといった最近の成果と発展を双方は認識した。
- 日本の防衛及び周辺事態への対応（新たな脅威や多様な事態への対応を含む）
 - ア 二国間の防衛協力は、日本の安全と地域の平和と安定にとって引き続き死活的に重要である。
 - イ 日本は、弾道ミサイル攻撃やゲリラ、特殊部隊による攻撃、島嶼部への侵略といった新たな脅威や多様な事態への対処を含めて、自らを防衛し、周辺事態に対応する。
 - ウ 米国は、日本の防衛のため及び周辺事態を抑止し、これに対応するため前方展開兵力を維持し、必要に応じて兵力を増強する。米国は、日本の防衛に

必要なあらゆる支援を提供する。

エ 日本は、米軍のための施設・区域を含めた接受国支援を引き続き提供する。

オ 米軍の攻撃力及び米国によって提供される核抑止力は、日本の防衛を確保する上で必要不可欠のものである。

○ 国際平和協力活動への参加をはじめとする国際的な安全保障環境の改善のための取組

ア 地域及び世界における共通の戦略目標を達成するため、国際的な安全保障環境を改善する上での二国間協力は、同盟の重要な要素となった。この目的のため、日本及び米国は、それぞれの能力に基づいて適切な貢献を行うとともに、実効的な体勢を確立するための必要な措置をとる。

イ 迅速且つ実効的な対応のためには、柔軟な能力が必要である。緊密な日米の二国間協力及び政策調整は、これに資する。第三国との間で行われるものを含む定期的な演習によって、かかる能力の向上が可能である

ウ 自衛隊及び米軍は、国際的な安全保障環境を改善するための国際的な活動に寄与するため、他国との関係を強化する。

○ 二国間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例

ア 防空

イ 弾道ミサイル

ウ 拡散に対する安全保障構想（PSI）といった拡散防止活動

エ テロ対策

オ 海上交通の安全を維持するための機雷掃海、海上阻止行動その他の活動

カ 捜索・救難活動

キ 無人機（UAV）や哨戒機により活動の能力と実効性を拡大することを含めた情報、監視、偵察（ISR）活動

ク 人道救援活動

ケ 復興支援活動

コ 平和維持活動及び平和維持のための他国の取組の能力構築

サ 在日米軍施設・区域を含む重要インフラの警護

シ 大量破壊兵器（WMD）の廃棄及び除染を含む大量破壊兵器による攻撃への対応

ス 補給、整備、輸送といった相互の後方支援活動。補給協力には空中及び海上における給油を互に行うことが含まれる。輸送協力には航空輸送及び高速輸送艦（HSV）の能力によるものを含めた海上輸送を拡大し、実施することが含まれる。

セ 非戦闘員退避活動（NEO）のための輸送、施設の使用、医療支援その他関連する活動

ソ 港湾・空港、水域・空域及び周波数帯の使用

タ 以上に明記されていない他の分野も同盟の能力にとって引き続き重要であり、上記項目は可能な協力分野を包括的に列挙することを意図したものではない。

②争点

（I）報告内容の是非について

③論調・分析

【朝日新聞】朝日新聞は、「中間報告」の内容は米軍基地の移転や再配置にとどまるのではなく、自衛隊がアメリカの世界戦略に組み込まれていくものであって、安保条約の実質的改定に匹敵するとし、日本独自の外交方針を打ち立てるべきであると主張する。

（I）日米一体化への危惧を表明する。

「冷戦の終結後、日本防衛の比重が薄れ、アジア太平洋地域における日米安保の意義が強調されるようになった。自衛隊は『周辺事態』なら日本の領域以外の公海上でも米軍の後方支援ができるなど、役割が広がった。今回の中間報告は、こうした路線をさらに進めようというものだ。

世界規模で展開される米軍の活動を支える。結果として、自衛隊が米国の世界戦略に組み込まれていく。」本来、日本防衛と極東の平和と安全のために米軍基地を認めた安保条約は、その「基本を変えるものであり、安保条約の改定に匹敵するほどの内容変更ではないのか。」「テロとの戦いや、北朝鮮の脅威に対処する必要性は理解できる。しかし、だからといって米国の軍事戦略に丸ごと従うわけにはいかない。どこまでなら一緒にやるか。それはあくまで日本独自の戦略に基づく判断でなければならない。」「米戦略は、米国の覇権を脅かす可能性のある存在として中国をにらんでいる。だが、米中の緊

張を緩和することこそ日本の役割だろう。米戦略に付き合うにしても、おのずから限度や制約、そして日本独自の国益があるはずだ。」（05年10月31日）

【読売新聞】読売新聞は、中間報告を高く評価した上で、その持論として日米同盟の実効化のために集団的自衛権行使を認めるべく、政府解の変更を迫っている。

（I）日米同盟の深化に繋がる大きな転換点として評価する。

これまで、日米両国は「同盟」と言いながら、自衛隊と米軍の具体的な連携行及び行動計画が不十分であった。今回、「米軍の世界的な再編に伴う在日米軍再編に合わせて、日米の具体的な役割、任務の分担を決めたのは、日米安保体制の“空白”を埋め合わせる作業でもある。しかし、『集団的自衛権は保有しているが行使できない』という政府の憲法解釈のもとで、自衛隊と米軍が一体的に活動できるだろうか。日米同盟を実効あるものにするにはやはり、政府解釈を『行使できる』と変更すべきだ。国際社会の安全保障環境改善へ日米協力を円滑に展開するには、自衛隊の国際平和協力活動に関する恒久法が必要だ。自衛隊の国際平和協力活動を国土防衛と並ぶ本来任務に格上げするのも当然だ。必要な法整備を急ぐ必要がある。」（05年10月31日）

2005年11月24日

防衛庁の「省」昇格問題再燃

①事実の概要

自民党は、防衛庁（内閣府の外局）を「省」に昇格させる「防衛庁設置法」改正案を、2006年の通常国会に提案する考えを明らかにした。「省」に昇格すれば、閣議請議（法案提出、幹部人事の了解等）や予算要求を直接行うことが可能となり、また「自衛隊法施行規則」を内閣府の審議を経ることなく、独自に制定・改廃することも可能となる。さらに、自衛隊の「防衛出動」や「海上警備行動」などについて、閣議開催を直接求めることができるようになる。

（2005年11月25日付朝日新聞14版2頁）

尚、その後、2006（平成18）年12月の第165臨時国会において、「防衛庁設置法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第118号）が可決・公布され（2007（平

成19)年1月9日実施)、従来、内閣府の外局として置かれていた防衛庁が防衛省に昇格した。日本の憲法史・政治史に大なる禍根を残すことになったと言わざるを得ないだろう。

2005年12月8日

イラク派遣再延長閣議決定

①事実の概要

政府は、12月14日で期限が切れるイラクへの自衛隊派遣を1年間再延長する基本計画の変更を臨時閣議で決定した。小泉首相は、イラク移行政府首相からの支援継続の要請、国連安全保障理事会における多国籍軍の駐留継続決議の全会一致での採択を延長理由に挙げた上で、「ここで手を引けば、イラクに安定した民主的政府を作らせないというテロリストに味方するようなものだ。国際社会の一員として責任を果たすことが、日本の利益につながる。イラク人の努力を支援することは、将来のイラクと日本の友好関係になる。」と記者会見で述べている。

②争点

(I) 再延長の是非

③論調・分析

【朝日新聞】朝日新聞は、当初の主要業務の目的は達成したとして、速やかに撤退の準備作業に着手すべきであるとする。

(I) 反対である。

「来年は米英も含めて、多国籍軍の撤退に向けた動きが具体化する。国民議会選挙後にできる正式政府の意向を踏まえ、国際社会としても開戦時に掛け違ったボタンを直し、欧州なども加えて再建支援のあり方を再検討すべき時だ。日本も、イラク南部で輸送業務に携わっている航空自衛隊ともども、自衛隊を撤退させる。そのうえでどのような支援ができるか、国際社会の大きな輪のなかで仕切り直す。この決断を急がなければならない。」

(05年12月9日)

【読売新聞】読売新聞は、原油輸入の9割近くを中東に依存している日本は、今

後中東政策をどう展開するのか、戦略的構想に基づいてイラクの復興と安定を位置付け、支援を継続と主張する。

(I) 撤収も視野に入れて、賛成である。

「イラクでは現在、28か国から約18万3000人が多国籍軍に参加し、治安維持や復興支援に取り組んでいる。新憲法に基づく国民議会選挙が15日に行われ、その後、正式なイラク政府が発足する。自衛隊の派遣延長は、重要な政治プロセスを側面から支えるものだ。イラク人の手でイラク再建が進み、治安をイラクの部隊に委ねられる状況になれば、各国は撤収に入るだろう。」「日本政府が、政治プロセスや英豪軍の動向を見ながら、陸自撤収を模索するのも自然の流れだ。」

(05年12月7日)

2005年12月23日

CSIS 日本部長、「極東条項脱却」を

①事実の概要

前米国安全保障会議 (NSC) 上級アジア部長で、現在、戦略国際問題研究所 (CSIS) 日本部長マイケル・グリーン氏は、朝日新聞のインタビューに応じ、日米の在日米軍再編協議をめぐって、10月29日発表の「中間報告」ができてはまだ不十分な点として、次の3点を挙げた。

- (1) 合意の全面実施 — 同盟の信頼性が掛かっている。
- (2) 日米間の役割と任務分担 — (イラク戦争で米英が主導しているような) 有志連合 (coalition of the willing) の作戦への参加。後方支援をより積極的に行うための空輸、補給、作戦施設の建設など。最大の障害は、「武力行使の一体化」論にある。
- (3) 日米安全保障条約第6条に基づく「極東の範囲」に関する議論の脱却 — 日米同盟は、いまや世界戦略の文脈で考えるべきである。

(2005年12月25日付朝日新聞朝刊14版4頁)

2005年12月24日

政府、MD共同開発に着手**①事実の概要**

政府は、安全保障会議及び臨時閣議を開き、米国と共同で技術研究を行ってきたミサイル防衛（MD）システムの迎撃ミサイルについて、06年から共同開発に着手することを決定した。共同開発の対象は、イージス艦搭載の海上配備型迎撃ミサイルで、日本が新たに担当するのは弾頭保護のためミサイル先端に取り付けられる「ノースゴン」、「第3段ロケットモーター」、「上段分離部」、「下段分離部」である。06～14年度に亘る9年間の開発費総額21億～27億ドルの内、日本は10億～12億ドルを分担する見通しである。

政府には、武器輸出3原則（例えば、米国が「国際紛争の怖れのある国に迎撃ミサイルを売却する場合」）や集団的自衛権の行使（例えば、日本が米国或いは他国に向けて発射されたミサイルを迎撃する場合）との整合性を説明する責任があるであろう。
(2005年12月24日付朝日新聞夕刊14版1面)

2006年2月16日～2月26日

政府、世論調査実施**①事実の概要**

政府は、2003年1月に続き、「自衛隊・防衛問題に関する世論調査⁹⁾」を2月16日から2月26日にかけて、調査対象、母集団・全国20歳以上の者、標本数・3,000人、抽出方法・層化2段無作為抽出法で実施した。本稿と関連する質問事項を挙げる。

Q9〔回答表9〕あなたは、イラクにおける自衛隊の活動がイラクの復興に役立っていると思いますか。この中から1つだけお答えください。

(26.1) (ア) 役立っている

(40.6) (イ) どちらかといえば役立っている

(16.4) (ウ) どちらかといえば役立っていない

(7.8) (エ) 役立っていない

(3.4) 一概にいけない

(5.7) わからない

Q10 [回答表10] 平成10年以降ホンジュラス共和国のハリケーンをはじめとして、去年のインドネシア・スマトラ沖大地震及びインド洋津波、パキスタン等大地震に至るまで、自衛隊が派遣され医療活動、防疫活動及び物資の海上輸送、航空輸送などを行いました。このように、外国で災害等があった場合に自衛隊を派遣して、国際緊急救援活動を行うことについてあなたはどのように思いますか。

(61.7) (ア) 賛成する

(29.1) (イ) どちらかといえば賛成する

(3.9) (ウ) どちらかといえば反対する

(1.6) (エ) 反対する

(2.1) 一概にいけない

(1.6) わからない

Q11 [回答表10] 政府は、弾道ミサイルを「新たな脅威」とし、その対処を防衛力の役割の一つとして、弾道ミサイル防衛 (BMD) システムの整備や自衛隊法の改正などに取り組んでいます。このことについてあなたはどのように思いますか。この中から1つだけお答えください。

(25.0) (ア) 賛成する

(31.6) (イ) どちらかといえば賛成する

(16.2) (ウ) どちらかといえば反対する

(8.9) (エ) 反対する

(5.7) 一概にいけない

(12.5) わからない

Q16 [回答表16] 日本は現在、アメリカと安全保障条約を結んでいますが、この日米安全保障条約は日本の安全と平和に役立っていると思いますか。役立っていないと思いますか。この中から1つだけお答えください。

(34.8) (ア) 役立っている

(40.3) (イ) どちらかといえば役立っている

(12.1) (ウ) どちらかといえば役立っていない

(4.9) (エ) 役立っていない

(7.9) わからない

Q17 [回答表I7] では、あなたは日本の安全を守るためにはどのような方法をとるべきだと思いますか。この中から1つだけお答えください。

(8.6) (ア) 日米安全保障条約をやめて自衛力を強化し、我が国の力だけで日本の安全を守る

(76.2) (イ) 現状どおり日米の安全保障体制と自衛隊で日本の安全を守る

(5.6) (ウ) 日米安全保障条約をやめ、自衛隊も縮小または廃止する

(1.3) その他

(8.3) わからない

2006年4月24日

米海兵隊グアム移転費合意

①事実の概要

額賀防衛庁長官とラムズフェルド国防長官は、23日(日本時間24日)、米国防総省で会談し、在日米軍再編で焦点になっていた在沖縄海兵隊のグアム移転費について、日本が、総額102億7千万ドル(約1兆1,900億円)のうち、59%にあたる60億9千万ドル(約7,000億円)を負担することで合意に達した。最前線で上陸作戦などを行う米海兵隊は、現時点で沖縄に約15,000人駐留しており、日米両政府は、2005年10月の在日米軍再編「中間報告」の中で、第3海兵機動展開部隊司令部の大半をグアムに移転することで合意していた。

2006年5月1日

在日米軍再編最終報告決定

①事実の概要

日米両政府は、外務・防衛担当閣僚による日米安保協議委員会(2プラス2)を米國務省で開催し、在日米軍再編に最終合意した。日米両司令部の間の連携

など自衛隊と米軍の將に「一体化」を推し進めると同時に、今後の再編日程を定めた「ロードマップ (行程表)」を公表し、日米の同盟関係が、「新たな段階に入る」と宣言した。共同発表及びロードマップの概略は、以下のとおりである。

【共同発表】

ア 日米同盟は、日本の安全及びアジア太平洋地域における平和と安全にとって不可欠の基礎であり、地域における米国の安全保障政策の要である。この同盟関係は、地域及び世界の安全保障環境における変化に成功裡に適應してきており、引き続き、将来の課題に対応するため、より深く、より幅広く、発展していく必要がある。

イ 閣僚は、新たに発生している脅威が、世界中の国々の安全に影響を及ぼす共通の課題を生み出しているとの見解を共有し、幅広い問題に関する二国間のますます緊密な協力を留意した。閣僚は、日米同盟が、地域及び世界の平和と安全を高める上で重要な役割を引き続き果たすよう、協力を拡大したい

【主なロードマップ】

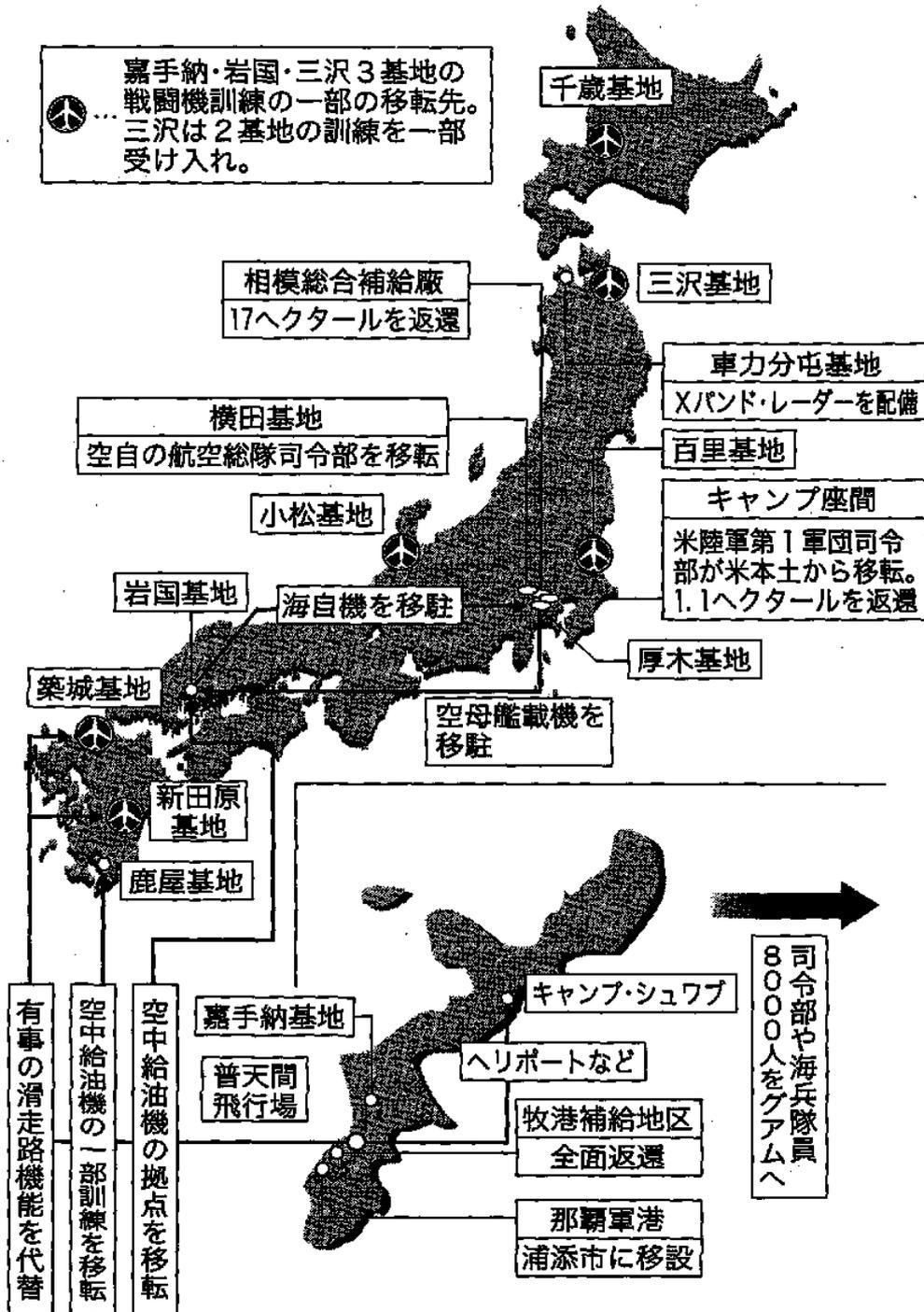
	再編項目	ロードマップ	課題
沖縄	普天間飛行場 代替施設	2014年までに 完成	
	海兵隊のグアム 移転	14年までに移転	
	土地の返還	07年3月 までに 計画作成	14年以降 返還
沖縄以外	米陸軍司令部の 改編	08会計年度 (08年9月末) までに	
	陸自中央即応集 団司令部の移転	12年度までに	
(東京都)	横田空域の管制 業務の一部返還	08年9月までに	
	空自航空総隊司 令部などの移転	10年度	
(山口県)	厚木基地の空母 艦載機移転	14年までに	
	恒常的な夜間発 着訓練施設選定	09年7月以降 早い時期	

(出典：2006年5月2日付朝日新聞朝刊14版5面)

と考えていることを確認した。

ウ 閣僚は、弾道ミサイル防衛、両国間の計画検討作業、情報共有と情報協力や国際平和協力活動といった分野で、二国間の安全保障・防衛協力の実効性を強化し、改善することの必要性や、自衛隊と米軍の相互運用性を向上する

【在日米軍基地の主な再編計画】



(出典：2006年5月2日付読売新聞朝刊13版3面)

ことの重要性を強調した。

エ 閣僚は、2005年10月の再編案の実施により、同盟関係における協力は新たな段階に入るものであり、また、地域における同盟関係の能力強化につながるものであることを認識した。今後実施される措置は、日米安全保障条約の下での日米双方のコミットメントを強化すると同時に、沖縄を含む地元の負担を軽減するとの日米双方の決意を示すものである。

②争点

(I) 最終報告をどのように捉え、どのように評価するか

③論調・分析

【朝日新聞】朝日新聞は、最終報告は負担軽減といているが、新たに日本が背負うことになる負担のほうが重大であると指摘している。しかし、朝日の主張のトーンダウンは、否めない。

(I) 軍事が突出する危うさ

「今回の最終合意では、日米同盟を『グローバルな課題』に対するものと位置づけた。民主主義や人権などの価値を共有する国として、共通の戦略目標を追求するとの原則は分かる。だが、日米の国益がいつも重なるとは限らない。文化も歴史も、取り巻く国際環境も違う。きょう59歳を迎えた日本国憲法の理念もある。日米で戦略的な優先順位が異なることはあっても当然だ。」
「昨年2月の協議では、共通の戦略目標として具体的に中国や台湾海峡、朝鮮半島、ロシア、東南アジアなどに触れた。テロの根絶といった『世界の戦略目標』も掲げられた。確かに共通の関心地域、関心事項ではある。だが、この目標のもとに日米の軍事協力が位置づけられ、自衛隊や米軍基地の新しい役割が描かれるとなると、よほどきちんとした歯止めが必要だ。……共通戦略を掲げたからといって、どこまでも付き合うわけではないことを明確にする必要がある。日米同盟の『新しい段階』とは具体的に何を意味するのか。どんな負担が新たに生じるのか。政府はきちんと説明しなければならない。」

(06年5月3日)

【読売新聞】読売新聞は、政府は上記ロードマップ(行程表)を関係自治体の理解と協力を得て着実に実行すべきであると主張し、積極的に評価する。

(1) 同盟を深化させる「行程表」の実行を

「今回の在日米軍再編は、世界的な米軍再編の一環ではあるが、米軍のためのみ進めるものではない。大量破壊兵器やミサイルの拡散、国際テロなど『新たな脅威』に対応し、日米同盟を基盤として、日本の安全を確保するのが、最大の目的である。」「最終合意を受けた日米の共同声明は、日本及びアジア太平洋地域にとどまらず、『世界の平和と安全を高める上で』日米同盟が極めて重要としている。イラクやイランの国名を挙げ、中東への関与も明確に視野に入れている。変化にあわせて、日米同盟の目的、理念を柔軟に見直し、日本の役割と責任を明確にするのは当然のことだ。それが、日米同盟を一層深化させる道でもある。」 (06年5月3日)

2006年5月3日

民間憲法臨調「報告書」発表

①事実

「国会の憲法調査会の議論がより実り多きものとなるように、民間の側からも忌憚のない意見を表明し、憲法論議の活発化に資する」目的で設置された「21世紀の日本と憲法」有識者懇談会（通称「民間憲法臨調」、代表世話人・三浦朱門元文化庁長官）は、憲法第9条を速やかに改正することを求める報告書を発表した。同臨調の憲法に対する基本的スタンス及び改正すべきであるとして挙げている点の概略は、以下のとおりである。¹¹¹

ア 近代立憲主義憲法の憲法観においては、憲法を国家対国民の対立関係を前提にして、国家の行動を規制するものと概念づけられてきたものが少なくない。しかし、まず国家には、統治機構としての国家という意味だけではなく、歴史的文化的共同体としての意味もあり、この両者は明確に区別されなければならない。具体的には、国家とそれを構成している個人、家族、共同社会、地方自治体及び政府が、よりよき国家の形成を目指して、それぞれの役割を演ずるための基本的な法的文書と概念づけられるべきである。その意味で、現行憲法の基本原則とされる国民主権、象徴天皇制、平和主義、基本的人権の尊重、議院内閣制、地方自治といった諸原則についても、そもそも憲法の

目的がよりよき国家の形成にあり、これらの諸原則はその実現のための手段である以上、いたずらに聖域視することなく、正しい把握と再検討が必要である。たとえば、国民主権の下で、個々の国民が最高権力をもっているかのごとき誤解がみられたり、象徴と規定されたことによって、天皇の地位と権威が貶められたかのような幻想が生じた。新しい憲法を作成するにあたっては、現行憲法下にみられたこのような誤謬を是正し、正しい概念のもとで適正な運用がなされなければならない。

イ 国家は、まず外国による侵略から国家の独立と平和を護り、国民の生命・財産を保守しなければならない。そのために、自衛権の保持とこれを行行使するための軍事組織の保有を憲法に明示する必要がある。

ウ 第二に国内の治安と秩序を維持し、社会の平穩を守らなければならない。

エ 第三に国際社会の一員として、国際関係の平和と安全に寄与しなければならない。国際社会の平穩が乱されたときに、その回復と平和構築に軍事組織を含め、わが国は積極的に寄与し協力するための明文規定を憲法に設けなければならない。

オ 第四に国家は国民の権利と自由を保護するために基本的に介入してはならない領域を有する。もつとも、自由といっても、当然に限界があり、その限界を明確な形で憲法に記述しなければならない。

カ そして第五に国民の最低限度の生活を保障し、福利増進をはかる責務を負う。

キ 以上の点を踏まえ、次の点について、一刻も早い憲法改正の実現を望むものである。すなわち、第一に、前文は、日本の国家制度の歴史、伝統を踏まえ、「新しい憲法の創造」という視点に立って、全面的に書き改める。第二に、憲法第9条第2項は削除し、軍隊の保持を明記する。戦力及び集団的自衛権をめぐる第9条に関する政府解釈は、これを変更する。第三に、国民の権利・義務については、わが国の歴史、伝統に基づき、国家的、公共的利益を踏まえて見直しを図る。第四に、二院制の特色を発揮させるため、①衆議院の法律案再議決の要件の緩和、②参議院の内閣総理大臣指名権の廃止、③裁判官弾劾裁判制度の再編を行う。

②評価

民間憲法臨調は、その提言において統治機構としての国家と歴史的文化的共同体としての国家という概念を用いているが、そもそも、近代立憲主義憲法は、「個人の尊厳」を根本価値とし、国民の権利・自由を守ることを目として制定されたものである。これは、個人のために国家が存在するという個人主義に基づくものであり、国家のために個人が存在すると捉える考えは、憲法を全く誤って理解するものであり、到底、看過できない主張である。提言は、また、国家と国民を対立関係で捉えてきた近代立憲主義の憲法観を批判し、国家と国民は、歴史的共同体としての国家を形成するための協働関係にあると主張するが、近代立憲主義憲法の思想においては、国家は、常に自ら掌握する権力を濫用する恐れがあり、人権侵害の危険を有する主体として捉えられてきたのではないのか。そのために、国家権力を抑制する手段として三権分立等の諸制度が憲法に採り入れられたことは、言わずもがなである。提言が言うように、国家と国民の関係を協働のそれにあるとすることは、国家権力への国民の監視の目を弛緩させ、国家権力濫用の間隙を生み出し、人権蹂躪の憂き目を見ることは、明らかである。現に、その動きが我が国において影に日向に現れてきていることは、これまでの一連の動きを年表風に見てきたわれわれの想像に難くないところである。

また、提言は、現代日本において、国民主権・象徴天皇制・平和主義・基本的人権に対する誤った理解がなされていることを強調し、憲法の目的をよりよき国家の形成とし、これら憲法の基本原則をその手段だであると主張する。ここにも、立憲主義憲法とは何を意味するのかの理解についての提言の根本的誤りが露呈されている。

さらに、提言は、自衛のための軍事組織の保有と国際社会の平和構築のための我が国の積極的関与を主張するが、軍事拡張が終局的には悲惨な戦争への道を拓くものであることを我が国が身をもって体験したという歴史への反省は、提言に微塵も見出すことができない。また、他国への軍事介入がかえって国際紛争を解決するどころか、かえって紛争当事者間の憎悪を駆り立て、收拾のつかない泥沼の淵に追いやることは、近年の紛争や戦争をみれば、誰しも感得するところと言えよう。

註

- 1) <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/063.html>
- 2) http://www.kantei.go.jp/singi/ampobouei/dai13/13siryou_pdf
- 3) <http://www.kantei.go.jp/kakugikettei/2004/1210taikou.html>
- 4) <http://www.jda.go.jp/JMSDFabout/outline/chubo/1.pdf>
- 5) <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/002/index.html>
- 6) http://www.soumu.go.jp/s_news/2005/pdf/051028_2_2.pdf
- 7) http://www.jimin.jp/jimin/shin_kenpou/shiryou/pde/051028_apdf
- 8) <http://www.mofa.go.jp/mogaj/area/usa/hosho/henkaku-saihen.html>
- 9) <http://www8.cao.go.jp/survey/h17/h17-bouei/1.html>
- 10) <http://www.jda.go.jp/j/news/youjin/2006/05/0501-index.html>
- 11) <http://www.k3.dion.ne.jp/~keporin/katudou/teigen03/f-180503.htm>